

# 遺言無効紛争事件 実務マニュアル

著 中根 秀樹 (弁護士)

増加する遺言無効紛争事件に 対応するために!

- ◆ 相談の受任から解決まで、手続の流れに沿って事件処理の要点を解説し、随所に書式・文例を掲載しています。
- ◆ 遺言無能力、方式違背等の無効原因ごとに、判断及び立証の方法並びに証拠資料の収集方法を詳細に説明しています。
- ◆ 実務処理のポイントを豊富な判例・学説に基づき整理した専門性の高い一冊です。



B5判・総頁254頁  
定価4,510円 (本体4,100円) 送料460円  
ISBN978-4-7882-9235-2

0120-089-339 (通話料無料)  
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)  
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>  
E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)



購読者 特典

書式データは新日本法規WEBサイトよりダウンロードできます!

電子書籍も 新日本法規WEBサイトで 発売!!  
〈電子版〉  
定価 4,070円 (本体 3,700円)

併せてご利用ください 遺言内容の円滑・確実な実現をサポート!

『遺言執行実務マニュアル』 著 中根 秀樹 (弁護士)

B5判・総頁292頁 定価4,180円 (本体3,800円) 送料460円  
ISBN978-4-7882-8742-6 <電子版> 定価3,850円 (本体3,500円)



なお、事実を反する認知について、現行民法786条は、子その他の利害関係人に、特段の期間制限なく、認知に対する反対の事実、すなわち認知の無効の主張を認めています。認知された子の身分関係の安定を図る趣旨から、「民法等の一部を改正する法律」(令和4年法律102号)により同条が改正され、認知の無効の訴えの提訴権者、提訴期間に制限が加えられました。この改正は、改正法施行日である令和6年4月1日以後にされる認知に適用されます(今4法102改正附則5②)。

また、遺言による推定相続人の廃除も、錯誤・詐欺・強迫を理由として取り消すことはできないと解されます。もっとも、推定相続人の廃除は家庭裁判所による審判事項であり(家事188・判表第1号)、遺言により推定相続人の廃除の意思表示がなされた場合には、遺言執行者が、遺言の効力発生後、遅滞なく、推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求してこれを行うところ(R893)、審判の過程において、要件の有無と同時に意思の瑕疵の存否について判断されるであろうとされています(新既注民28)(山本正恵)391頁)。

### ◆錯誤・詐欺・強迫によりなされた遺言の効力

#### ア 錯誤に基づく遺言

錯誤に基づく遺言(ただし財産上の事項に限ります)は、これを取り消すことができます(R295)。平成29年5月に成立した改正民法前は、錯誤に基づく意思表示は無効であると定められていましたが、同改正により、これを取り消すことができると改正されました(R295)。ただし、この改正は、改正後民法(平成29年法律44号)の原簿施行日である令和2年(2020年)4月1日より前にされた遺言(遺言の作成日が施行日より前である場合)については適用がありません(平29法44改正附則6①)。したがって、令和2年(2020年)4月1日より前にされた錯誤に基づく遺言は無効となります。

#### イ 詐欺又は強迫によりなされた遺言

詐欺又は強迫によりなされた遺言(ただし、財産上の事項に限ります)は、これを取り消すことができます(R296)。

#### ウ 取消権者

遺言者の死後、相続人は、錯誤に基づく遺言、詐欺又は強迫によりなされた遺言を取り消すことができます。

### 【参考書式10】 訴状(遺言無効確認請求事件) [DL]

訴 状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 一 樹 〇

当事者の表示  
別紙当事者目録記載のとおり【当事者目録略】

遺言無効確認請求事件  
訴訟物の価額 〇〇〇万〇〇〇〇円  
粘用印紙額 〇万〇〇〇〇円

第1 請求の趣旨  
1 亡乙山春子が平成31年3月10日した別紙記載の自筆証書遺言は無効であることを確認する。  
2 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

第2 請求の原因  
1 原告は、訴外亡乙山春子(以下「亡春子」という。)の長女であり、被告は亡春子の長男である。  
2 亡春子は、令和4年1月20日に死亡して相続が開始し、相続人は、原告及び被告の両名である。  
3 亡春子は、別紙物件目録記載の財産(以下「本件財産」という。)を所有していた(甲〇号証)。  
4 被告は、亡春子が平成31年3月10日した別紙記載の自筆証書遺言(以下「本件遺言」という。)の検認を申し立て、令和4年〇〇月〇〇日、〇〇家庭裁判所においてその検認が行われた(甲〇号証)。本件遺言は、別紙記載のとおり、本件財産を被告に相続させるとの内容である。

### 5 錯誤・詐欺・強迫

#### (1) 錯誤・詐欺・強迫によりなされた遺言

錯誤に基づく遺言、詐欺・強迫によりなされた遺言の効力について検討します。

#### (1) 錯誤・詐欺・強迫によりなされた遺言

##### ◆錯誤・詐欺・強迫の規定の適用の有無

遺言も法律行為であり、民法第1編総則に定める、錯誤(R95)、詐欺・強迫(R96)の規定は遺言にも適用されます。ただし、これらの規定の適用があるのは、遺言中の財産上の事項に限られ、身分上の事項には適用がないと解されています(新既注民28)(山本正恵)391頁、詳解相続法521頁)。

なお、遺言は相手方のない単独行為であり、心裡留保(R93)による遺言は常に有効であり、虚偽表示(R94)の規定は適用の余地がないと解されます。

#### ケーススタディ

Q 錯誤・詐欺・強迫によってなされた遺言による認知や推定相続人の廃除は、これを取り消すことができないのでしょうか。

A 錯誤(R95)、詐欺・強迫(R96)の規定の適用があるのは、遺言中の財産上の事項に限られ、身分上の事項には適用がないと解されています。

身分上の事項として錯誤・詐欺・強迫の規定の適用が問題となるのは、遺言による認知(R781②)と遺言による推定相続人の廃除(R893)です。

遺言による認知は、たとえ錯誤・詐欺・強迫によってなされたとしても、それを理由として取り消すことはできないと解されます(今4法785附則)。ただし、親子関係が実質に合致しない場合には、遺言者(認知者)本人、また推定相続人は「利害関係人」(R786)として認知無効の訴えを提起することができます(認知者が血縁上の父子関係にないことを知りながら認知をした場合において、当該認知者による認知無効の主張を認めたものとして、最判平26・1・14判時2236・18)。

#### ◆書面尋問

法廷での証人尋問に代え、当事者双方の質問事項を書面化して証人に送付し、これに証人の回答を書き込んで裁判所に提出させる手続を書面尋問といいます(R2905)。(なお、改正民事訴訟法の施行により、書面の提出に代えて電磁的記録を提出することができるように改められます(改正R2905②)。)。対象者としては、医師、弁護士、公証人、警察官、消防士、公務員など中立かつ公平な立場で客観的に回答することができる者が適しており、遺言無効確認の訴えのほか、交通事故に伴う損害賠償請求訴訟などにおいて利用されています。

書面尋問が認められる要件は、①当事者に異議がないこと、②相当と認める場合であること、③相当と認める場合とは、④証人の前歴又は証言が困難であること、⑤反対尋問の必要性が乏しいこと(回答が公平かつ客観的で信用性が高い場合など)、⑥尋問事項が複雑でないこと、などの事情があるときです。医師や公証人は一般に多忙で拘束性が強い業務に従事していることから、遺言無効確認の訴えにおいては、医師や公証人に対して書面尋問が行われることがあります。ただし、医師や公証人であっても、追加尋問、反対尋問が必要となる可能性が認められる場合には、書面尋問によらず、通常の証拠調べによることが適切であり、裁判所への出頭が困難な場合には、所在尋問(R2985・195)を検討します。

書面尋問も通常の証拠調べと同じ手続で行いますが、当事者が書面尋問によることを希望する場合は、証拠申出書にその旨を記載することが適切です。証拠申出書と同時に提出する尋問事項書は、証人に対する質問の元となるため、できるだけ具体的に記載しなければなりません。さらに裁判所は、相手方当事者に対し、実質的に反対尋問に相当するものとして、証人に回答してもらうことを希望する事項を記載した書面(回答希望事項書)の提出を求めることができます(民訴法124①)。本来、回答希望事項書は書面尋問を正式決定した後に来るものですが、実務上、時間の節約のため、



## 掲載内容

※DLを付した書式は、新日本法規WEBサイトよりダウンロードできます。

〈フローチャート～遺言の無効を主張する相談を受けた場合の対応〉

### 第1章 相談・受任

- ① 相談依頼の受付
  - (1) 相談の概要の把握
  - (2) 相談日時等の決定
  - (3) 資料等の準備依頼
- ② 相談・受任
  - (1) 相談に向けた準備
  - (2) 相談
  - (3) 受任

### 第2章 遺言の無効原因

#### 第1 遺言の意義

- ① 遺言とは
- ② 遺言の種類
- ③ 遺言の準拠法

#### 第2 無効原因の把握

- ① 遺言の無効原因～総論
- ② 遺言の無効原因～各論
  - ① 共同遺言の禁止
    - (1) 共同遺言の禁止とは
  - ② 方式違背
    - (1) 遺言の方式の準拠法
    - (2) 遺言の方式とその違背
  - ③ 遺言書の偽造・変造
    - (1) 遺言書の偽造・変造とは
    - (2) 遺言書の偽造・変造の効果
  - ④ 遺言能力の欠如
    - (1) 遺言能力とは
    - (2) 遺言能力の内容とその有無の判断方法
  - ⑤ 錯誤・詐欺・強迫
    - (1) 錯誤・詐欺・強迫によりなされた遺言
  - ⑥ 公序良俗違反等の遺言
    - (1) 内容が公序良俗に反する遺言
    - (2) その他遺言の内容により無効とされる遺言
  - ⑦ 被後見人の遺言の制限
    - (1) 被後見人の遺言の制限とその例外
  - ⑧ 特別方式遺言の失効
    - (1) 特別方式遺言の失効

- ⑨ 遺言の撤回・撤回擬制
  - (1) 遺言の撤回
  - (2) 撤回擬制
  - (3) 撤回行為の効力喪失と旧遺言の効力
- ⑩ 受遺者・受益相続人の死亡による遺贈・特定財産承継遺言の失効
  - (1) 受遺者の死亡による遺贈の失効
  - (2) 受益相続人の死亡による特定財産承継遺言の失効
- ⑪ 相続欠格による相続資格の喪失
  - (1) 相続欠格による相続資格の喪失
- ⑫ 受遺欠格による受遺資格の喪失
  - (1) 受遺欠格による受遺資格の喪失
- ⑬ 相続財産に属さない物の遺贈
  - (1) 相続財産に属さない権利が遺贈の目的とされた場合の遺贈の効力
- ⑭ 既成条件・不能条件付遺言が無効となる場合
  - (1) 既成条件・不能条件付遺言が無効となる場合
- ⑮ 法定遺言事項を欠く遺言
  - (1) 法定遺言事項を欠く遺言

【参考書式1】 自筆証書遺言（加除、訂正、その他の変更）

### 第3章 調査・資料収集

#### 第1 事実関係の調査と証拠の収集確保の重要性

#### 第2 遺言書の確認

- ① 遺言書原本その他の取得
  - (1) 遺言書原本その他の取得
  - (2) 遺言書の体裁・内容の精査
- ② 遺言書の検認・開封
  - (1) 遺言書の検認
  - (2) 遺言書の開封

【参考書式2】 遺言書検認申立書

#### 第3 相続関係・相続財産の調査

- ① 相続関係の調査
  - (1) 相続関係の調査の意義
  - (2) 相続関係の調査方法
- ② 相続財産の調査
  - (1) 相続財産の調査の意義
  - (2) 相続財産の調査方法

#### 第4 遺言作成当時の遺言者の状態の調査

- ① 遺言者の生活状況の把握
- ② 無効原因に関わる事実関係の調査と証拠の収集

【参考書式3】 照会申出書（弁護士会照会）DL

【参考書式4】 提訴予告通知 DL

【参考書式5】 提訴前文書送付嘱託申立書 DL

### 第4章 解決手続の選択

- ① 遺言の無効を主張する方法
  - (1) 遺言の無効を主張する方法
- ② 遺言無効を主張する手続
  - (1) 遺言無効を主張する手続
  - (2) 保全処分等の検討
- ③ 遺留分侵害額請求権の行使
  - (1) 遺留分侵害額請求権の行使

### 第5章 調停

- ① 遺言の無効を確認する調停
  - (1) 遺言の無効を確認する調停
  - (2) 調停前置
- ② 調停の手続と準備
  - (1) 調停の手続

【参考書式6】 家事調停申立書（遺言の無効確認）

【参考書式7】 手続代理委任状 DL

【参考書式8】 管轄合意書（調停の場合）DL

### 第6章 訴訟

#### 第1 遺言無効確認の訴え

- ① 遺言無効確認の訴えの意義
  - (1) 遺言無効確認の訴えの意義
  - (2) 確認の利益
  - (3) 遺言無効確認の訴えと併合して請求する訴え
- ② 調停前置
  - (1) 調停前置
- ③ 当事者適格
  - (1) 原告適格
  - (2) 被告適格
- ④ 管轄
  - (1) 土地管轄
  - (2) 事物管轄
  - (3) 国際裁判管轄
- ⑤ 訴額の算定
  - (1) 訴額の算定
- ⑥ 訴状の作成・提出
  - (1) 請求の趣旨
  - (2) 請求原因
  - (3) 争点の提示その他の記載事項

- (4) 書証の写しの添付
- (5) 訴状の提出

#### ⑦ 審理

- (1) 争点整理
- (2) 証拠

#### ⑧ 訴訟上の和解

- (1) 訴訟上の和解の意義
- (2) 訴訟上の和解の内容

#### ⑨ 判決

- (1) 判決の言渡し
- (2) 判決の確定と確定判決の効力

【参考書式9】 管轄合意書（訴訟の場合）DL

【参考書式10】 訴状（遺言無効確認請求事件）DL

【参考書式11】 訴訟委任状 DL

【参考書式12】 求釈明申立書 DL

【参考書式13】 証拠説明書 DL

【参考書式14】 文書送付嘱託申立書 DL

【参考書式15】 文書提出命令申立書 DL

【参考書式16】 調査嘱託申立書 DL

【参考書式17】 鑑定申出書 DL

【参考書式18】 証拠申出書（証人・当事者本人）DL

【参考書式19】 証拠申出書（書面尋問）[病室で作成された公正証書遺言について遺言無効を理由に遺言の無効を主張する場合に、公証人を書面尋問するもの] DL

【参考書式20】 和解条項 DL

#### 第2 所有権確認の訴え（遺言の効力を争点とするもの）

- ① 所有権確認の訴えの意義
  - (1) 遺言の効力を争点とする所有権確認の訴え
- ② 当事者適格
  - (1) 当事者適格
- ③ 管轄
  - (1) 管轄
- ④ 訴額の算定
  - (1) 訴額の算定
- ⑤ 訴状の作成・提出
  - (1) 請求の趣旨
  - (2) 請求原因
- ⑥ その他

#### 第3 遺言の無効を主張する者が被告となる場合

- ① 遺言の無効を主張する者が被告となる

#### 訴訟

- (1) 遺言の無効を主張する者が被告となる訴訟
- (2) 遺言の無効を主張する者が被告となる訴訟における攻撃防御の構造
- (3) 反訴の提起

### 第7章 無効原因の争点別の攻撃防御

#### 第1 遺言無能力の主張

- ① 遺言無能力の主張における攻撃防御の構造
  - (1) 遺言無能力の主張における攻撃防御の構造
- ② 遺言能力の意義とその判断方法
  - (1) 遺言能力の意義とその判断方法
- ③ 遺言能力の有無の立証
  - (1) 遺言能力の有無の証拠方法
  - (2) 証拠の収集と提出

#### 第2 遺言書の偽造の主張

- ① 遺言書の偽造の主張における攻撃防御の構造
  - (1) 遺言書の偽造の主張における攻撃防御の構造
- ② 遺言者の偽造（自筆証書遺言の自書性）の判断方法
  - (1) 遺言書の偽造（自筆証書遺言の自書性）の判断方法
- ③ 遺言書の偽造の立証
  - (1) 遺言書の偽造の証拠方法
  - (2) 証拠の収集と提出

#### 第3 方式違背の主張

- ① 方式違背の主張における攻撃防御の構造
  - (1) 方式違背の主張における攻撃防御の構造
- ② 方式違背の判断方法
  - (1) 方式違背の判断方法
- ③ 方式違背の立証
  - (1) 方式違背の証拠方法
  - (2) 証拠の収集

### 索引

○判例年次索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。